平成２８年度

船橋市地方卸売市場事業会計予算

議案第９号

平成２８年度船橋市地方卸売市場事業会計予算

（総則）

第１条　平成２８年度船橋市地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)　市場取扱量

ア　水産物	１３，９８９　トン
イ　青果物	５１，７３８　トン

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　市場事業収益	８３９，０００　千円
第１項　営業収益	５９３，３４８　千円
第２項　営業外収益	２４５，５４４　千円
第３項　特別利益	１０８　千円

支　　出

第１款　市場事業費用	８３９，０００　千円
第１項　営業費用	８０２，０２１　千円
第２項　営業外費用	３１，８７９　千円
第３項　特別損失	１００　千円
第４項　予備費	５，０００　千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１７７，６００千円は、減債積立金８，７７６千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２７，７７６千円及び過年度分損益勘定留保資金１４１，０４８千円で補塡するものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	８８０，４００　千円
第１項　企業債	７３７，５００　千円
第２項　出資金	１１９，３００　千円
第３項　補助金	２３，６００　千円

支　　出

第１款　資本的支出　　１，０５８，０００　千円

第１項　建設改良費　　８４９，６１１　千円

第２項　企業債償還金　　２０８，３８９　千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方卸売市場整備事業	737,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、１００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　営業費用（市場管理費）と営業外費用（消費税及び地方消費税）の間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)　職員給与費　　１６２，４３１　千円

（他会計からの補助金）

第９条　人件費等（課税仕入れ以外の支出）の助成を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、２１７，０００千円である。

平成２８年２月１９日提出

船橋市長　　松　戸　　徹